平成28年9月8日

国土交通省住宅局建築指導課報道発表資料抜粋

一級建築士の懲戒処分について

【事例1】　長崎県

① 処分の内容

免許取消

② 処分の原因となった事実

建築物（44物件）について、一級建築士として、建築士法第20条第1項の規定に違　反し、当該建築物の設計の業務を行う意志がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を、設計図書における設計者として記載することを許した。

【事例2】　東京都

① 処分の内容

業務停止3カ月

② 処分の原因となった事実

建築物（1物件）について、設計事務所の業務に関し、設計者として、階段の部分について、当該部分とその他の部分とを耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画しなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計を行った。

【事例3】　東京都

① 処分の内容

業務停止1カ月

② 処分の原因となった事実

建築物（2物件）について、設計事務所の業務に関し、設計者として、上記2物件のうち1物件について、敷地内には、屋外避難階段から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が1.5m以上の通路を設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計を行った。また、上記2物件のうち別の1物件について、屋外に設ける避難階段は、その階段に通ずる出入口以外の開口部から2m以上の距離に設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計を行った。更に、採光上有効に直接外気に解放された通路を除き、共同住宅の居室から地上に通ずる廊下には、非常用の照明装置を設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計を行った。及び、外壁の開口部であって延焼の恐れのある部分であるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備を設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計を行った。